OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	フランス憲法と宗教 : フランスの諸憲法における宗教条項
Author(s)	小泉, 洋一
Citation	国際公共政策研究. 1999, 4(1), p. 21-35
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/4147
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

フランス憲法と宗教
—フランスの諸憲法における宗教条項—

Religious Clauses in French Constitutions

小泉　洋一*

Yoichi KOIZUMI*

Abstract

The representation of God in the French old constitutions continued until 1884 except several interruptions. In a lot of constitutions the connections of state and religious associations especially the Catholic Church were strong. But there also were a few constitutions that showed the advancements toward the separation of church and state. The Fifth Republic Constitution in 1958 established the separation of church and state. Nevertheless this constitution declares the name of supreme being, for it cites the Declaration of Human Rights in 1789 that contains the term of supreme being in its preamble.

キーワード：フランス憲法、宗教条項、政教分離、信教の自由、最高存在

Keywords：French constitutions, religious clauses, separation of church and state, freedom of religion, supreme being

* 甲南大学法学部 教授

I はじめに

フランスは憲法の実験場とともに政教関係の実験場だと言われるほど、フランスにおいて憲法も政教関係も次々と交替した。そのようなフランスで憲法と宗教とがいかなる関わりを持ってきたか、またその関わりがどのように進展してきたか、を見るのは、極めて興味深いことだと思われる。また、フランス憲法におけるこうした進展を分析することは、今日のフランスの政教分離を究明するための一つの重要な視点となるにとどまらず、諸国の政教関係を比較研究するに際しての有益な示唆を提供すると考えられる。そこで本稿では、フランス憲法と宗教との関わりを見るための一つの作業として、まず大革命以降のフランスの政教関係の歴史を概観し(II)、次に旧憲法における宗教条項の変遷を振り返りたい(III)。そのうえで、現行憲法における宗教条項、とくに最高存在に関する条項に関し若干の考察を加えることにする(IV)。

II 政教関係略史

フランス革命以降の政教関係には、革命期の混乱した時期を除けば、大きく2つの段階がある。すなわち、コンコルダ制度と政教分離制度である[1)]。

大革命期の政教関係において混乱が続いた。というのは、一方では、1789年の「人および市民の権利宣言」(人権宣言)および諸憲法が宗教的自由を明確にしたが、他方で、政教一致の維持と強い宗教統制の動きが見られたからである。政教一致の動きを最初に明確にしたのは、憲法制定議会が制定した1790年7月12日の聖職者民事基本法(Constitution civile du clerge)である。同基本法は、カトリック教会を国教に近いものに位置づけるとともにカトリック教会を革命国家に適合するようにそれを強く統制しようとする姿勢を打ち出した。そのため、聖職者民事基本法は、それに従う聖職者とそれを拒否する聖職者の間で対立を生ぜしめ、それによりカトリック教会を分裂させた。さらに、恐怖政治期には非キリスト教運動の激しい嵐のなかで、全カトリック教会が迫害された。また、テルミドールの反動後、政教分離制度がとられたが(1795年憲法)、それは短期間で終わるだけでなく、政教分離の下でもカトリック教会への統制とともにカトリック教会の分裂が続いた。

コンコルダ制度は、1801年にナポレオン1世(当時第1統領)がローマ教皇との間で締結したコンコルダ(政教条約、政教協約、concordat)および翌年に法律として制定されたコンコルダの付属条項(articles organiques)に基づく政教制度である。コンコルダ制度において、

1) 以下、参照、小泉洋一『政教分離と宗教的自由』(法律文化社、1998) 3-21頁。

カトリック、プロテスタントおよびユダヤ教——ただしユダヤ教が宗教教師給与の国庫負担の点でカトリックおよびプロテスタントと同列になるのは、1831年になってである——が公認宗教とされ、これらの教団は国家から統制を受ける反面、国家から資金援助等の優遇を受けることができた。このコンコルダ制度は革命期において見られた共和国とカトリック教会との対立および教会の分裂を解決し、その後19世紀の間存続した。だが、19世紀の代々の政治体制を通じて、カトリック教会と世俗勢力との間で、コンコルダをわが方に有利にしようとする抗争が、とくに教育の領域で絶えず繰り広げられた。この抗争において、カトリック教会が宗教領域以外に介入することに好意的な立場が教権主義（cléricalisme）であり、これに反対するのが反教権主義（anticléricalisme）であった。

政教分離制度は、1905年12月９日の政教分離法に基づく。同法の制定は共和派によるカトリック教会に対する反教権主義の闘争を背景とした。この反教権主義闘争は、共和派が、第三共和制を安定させるために、共和派と対立する王党派と手を組んだカトリック教会に対抗するという意図で行われた。そして、その闘争において共和派が目指したものが国家のライシテ（世俗性（laïcité））の実現であった。事実、反教権主義闘争において、1880年代から公教育の非宗教化を定めたフェリー法など多くの非宗教化立法が制定され、その仕上げとして政教分離法が制定された。政教分離法は、良心の自由および礼拝の自由を定めるとともに（１条）、礼拝の公認の禁止等を明らかにした（２条）。だが、当時、ライシテは、ライシテを要求する者の間では、国家の宗教的中立性のみならず、国家による無神論の教説または宗教の否定などをも意味する語であり、その概念は不明確であった。そのためか、政教分離法はライシテという語を含まなかった。

III　旧憲法の宗教条項

フランスの旧憲法のなかには、宗教に関する条項がなく、宗教に関し全く沈黙した憲法——宗教問題の規律を1801年のコンコルダに委ねた1799年憲法が代表的——もあるが、そのほとんどは何らかの面で宗教に関する条項を持った。以下に、このような宗教条項を宗教的自由に関する条項（宗教的自由条項）と宗教的自由そのものを定めないが広く政教関係に関する事項を扱う条項（政教関係条項）とに分けて見ることにしよう。

1　宗教的自由条項

最初の宗教的自由条項は次の1789年の人権宣言10条である。「何人も、たとえ宗教的意見であっても、意見の表明が法律の確定した公の秩序を混乱させるものでないかぎり、その意見について不安にされてはならない」[2)]。この10条は、宗教的意見（opinion religieuse）の自由

の保障のみを、しかも限定的に定めるのみである。実は、国民議会の審議において、この10条のもとになった「第六部会案」18条は、「確立された宗教を妨げないすべての市民は、不安にされてはならない」というものであり、そこでは「確立された宗教」であるカトリックを特別に扱おうとする姿勢が見られた。また、10条に関する紛糾した審議の際に、宗教的意見の表明のみならず、宗教信仰に基づく集団的儀式である礼拝（culte）の自由をも人権宣言に盛り込むかどうかが、争点となったが、多くの議員がこれに躊躇したため10条のような形になった[3)]。

1789年の人権宣言は1791年憲法の冒頭に掲げられたが、同憲法の中で礼拝の自由が規定された。1791年憲法1編は、「自己の信じる宗教の礼拝を行う自由」を「憲法により保障される基本的規定」の一つとしたのである。その後、礼拝の自由は、諸憲法に繰り返し確認されることになる。「すべての者は礼拝を行うことにおいて自由である」（1793年憲法案（ジロンド憲法案）人権宣言案6条）、「礼拝の自由な執行を禁止してはならない」（1793年憲法（ジャコバン憲法）人権宣言7条）、「憲法は、すべてのフランス人に……礼拝の自由な執行……を保障する」（同憲法122条）、「何人も、その選択した宗教の礼拝を、法律に従い、行うことを妨げられてはならない」（1795年憲法354条1項）という諸規定が、それを示す。しかもこれらの憲法では、「確立された宗教」はもはや問題とされなかった。

もっとも、革命期の諸憲法の修道会（congrégation）への姿勢は、以上のような宗教的自由の規定とは全く異なる。1791年憲法は修道会にのみ見られた修道誓願について次のように定めた。「法律は、宗教誓願（vœux religieux）を承認しない」（前文）、「修道誓願を要求する外国結社への加入により」、「フランス市民の資格を喪失する」（2編6条）。1795年憲法にも1791年憲法6条と同様の規定が見られた（12条）。また事実、革命期には修道誓願を禁止し、修道会を廃止する法令がたびたび制定された。前述のような規定はそれ以降の憲法規定には登場しなかったが、修道会への敵視が法令上にしばしば現れた。とくに、反教権主義が高まった第三共和制の初めには、修道会を厳しい規制の下に置いた結社法（1901年）および修道会による教育活動を禁止した1904年の法律が制定され、しかもそれらが厳格に適用された。

次に、コンコルダ制度の下での宗教的自由条項を見ると、礼拝の自由を含む宗教的自由の保障という1791年憲法から見られたスタイルを基本的に受け継ぐものが多かった。後述のようにルイ18世がカトリックを国教とした復古王制の下での1814年憲章（Charte）でさえも、「各人は、等しい自由をもってその宗教を告白し、その礼拝につき同様の保護を受ける」（6条）と定めた。七月王制の1830年憲章はこれと全く同じ規定を置き（5条）、第二共和制の1848

2) 旧憲法のテキストとして本稿は次の文献に掲載されたものを用いた。L.Duguit, H.Monnier, R.Bonnard et Georges Berlia, *Les constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789*, 9e édition, L.G.D.J., 1952.

3) 森口美都男「キリスト教と国家」桑原武夫編『フランス革命の研究』（岩波書店、1959）322-337頁。

年憲法もそれとほぼ同様に規定した（７条）。そのほか、ナポレオン１世の百日天下の際に制定された1815年帝国憲法付加条項（acte additionnel aux constitutions de l'Empire）には、「礼拝の自由はすべての者に保障される」(62条）という規定が見られた。だが、1851年のルイ・ナポレオンによるクーデター後制定され、のちに第二帝制の憲法となった1852年憲法は、「1789年に宣言された大原則を、承認し、確認し、保障する」（１条）としたが、同憲法では他の人権についてと同様に宗教的自由に関する条項がなく、わずかに元老院が礼拝の自由を侵害する法律の裁可に反対するという旨の規定（26条）が見られるのみである。

さらに、その後の憲法には一般的な宗教的自由条項は見られないが、これも他の人権についてと同様である。もっとも、第四共和制の1946年憲法と現行の1958年憲法は、後述のように、それぞれの前文において1789年人権宣言を参照する。

2　政教関係条項

旧憲法における政教関係条項には、とくに憲法の前文の一節の中で「神」または「最高存在」のように神性を有する者の名を援用するもの（神条項）があり、これは憲法の宗教への姿勢を見る点で特別の重要性を持つ。そこで、以下、①神条項と②政教分離条項を含む政教関係に関する条項で神条項を除くもの（その他の政教関係条項）とを分けて、政教関係条項を見ることにしよう。

(1)神条項

最初の神条項も、1789年人権宣言、したがって1791年憲法の人権宣言にある。国民議会が、「最高存在の面前でかつその加護の下に」、「人および市民の権利を承認し、宣言する」(前文２項）という規定、がそれである。ここでは、「最高存在」(Etre suprême）の名を援用するとともに、さらに「加護」(auspice）という宗教的色彩を持つ語を用いられた。この箇所は次節で詳述する。

施行されることがなかった1793年憲法の人権宣言前文２項も「最高存在」を確認するが、ただ、そこでは「最高存在の面前で」となり、「加護」は消えた。もっとも、最高存在という語が持つ実際上の威力が最高潮に達したのはこの時期である。このことは1794年６月にロベスピエールが挙行した「最高存在の祭典」に象徴的に示される。また、最高存在の祭典を間近にして制定された1794年５月７日の法律は、「フランス人民は最高存在の実在と霊魂の不滅を承認する」（１条）とまで述べるが、ここにも最高存在が大々的に取り扱われたことがうかがわれる。なお、1795年憲法の人権宣言前文も1793年憲法と同じ文言を繰り返した。

ところが、1799年憲法以降しばらくの間、神条項を含まない諸憲法が続いた。だが、第一帝制の1804年元老院令（sénatus-consulte ornanique）（帝国憲法）以降、明確に「神」の名を援用する条項が現れた。まず、1804年元老院令は、法令の裁可状および判決の執行令状に

関して、「神の恩寵（grâce de Dieu）と共和国諸憲法により」という文言を含む書式を定めた（140条、141条）。なお、同元老院令は、皇帝が「福音（Evangile）に基づきフランス人民に宣誓する」（52条）とするが、これも神条項に類似するものである。次に、1814年憲章は、より大胆に、「神の摂理（divine Providence）は、長い不在ののち朕をわが国に呼び戻し、朕に大いなる義務を課した」（前文）という文言を冒頭に置いた。さらに、反教権主義の色彩をもった七月王制の1830年憲章で一旦こうした神条項が消えたものの、1848年憲法では、神条項が再登場した。この憲法は、「神（Dieu）の面前で、フランス人民の名において、国民議会は次のように宣言する」（前文）という文言で始まるだけではなく、大統領就任の宣誓も「神の面前で」という文言で始まるものとした（48条）。次いで、1852年憲法では再び神条項が消えた。だが、第二帝制末期に制定されたがほとんど実施されなかった、帝国憲法を定める1870年元老院令（帝国憲法）は、「神の恩寵と国民の意思により」ナポレオン3世が皇帝であるとし（前文）、ここに「神」の名が憲法に再び復帰した。

このようにして19世紀になって、「最高存在」と比べると、はるかにキリスト教的な「神」の名を含む憲法が繰り返された。そして、第三共和制の憲法的法律（loi constitutionnelle）の一つである、公権力の関係に関する1875年7月16日の法律に、最後の神条項が現れた。「議会の仕事について神（Dieu）の助けを求めるため、議会開会後の日曜日に、教会または寺院において、神に公的祈禱（prière publique）が捧げられる」（1条3項）。この規定は神条項であるとともに、公的祈禱に関する特異な政教関係条項でもある。この議会開会時の公的祈禱は、当時、王党派が多数の議席を占めた議会が、宗教を共和派を抑えるための砦と考えて、当時行っていた慣行であった[4]。また、それは英米議会の宗教的慣行を弱めながら模倣したものと言われ[5]、フランスではカトリック教会とプロテスタント教会で行われていた[6]。だが、のちに共和派が議会多数派となるに従い、こうした公的祈禱の慣行は消えた。その結果、公的祈禱は、議会におけるさしたる議論の対象とならずに[7]、憲法改正に関する1884年の法律により廃止された（4条）[8]。

この憲法改正は共和派の進めた非宗教政策の一環であったことはいうまでもないが、これは憲法と宗教に関して重要な意義を持った。これ以降、憲法上ライシテの原則に反する規定もなくなり、神条項も消えたからである。ここから、ライシテの原則が憲法上明示された1946年を待たずに1884年の憲法改正をもって、ライシテの達成と見ることもできる。このような

4) Jean-Baptiste Trotabas, *La notion de laïcité dans le droit de l'Eglise catholique et de l'Etat républicain*, L.G.D.J., 1961, p.15.
5) Adhémar Esmein, *Eléments de droit constitutionnel français et comparé*, tome II, 7e éd., Sirey, 1921, p.158.
6) Louis Capéran, *Histoire de laïcité républicaine, La laïcité en marche*, Nouvelles éditions latines, 1961, pp.117-118.
7) Trotabas, *op.cit.*, pp.15.19.
8) なお、今日では、議会開会時の祈禱は議員の私的な行為として教会堂で行われている。

見解は、著名な教会史家で社会学者でもあるエミール・プーラ（Émile Poulat）にも見られる。プーラによれば国家のライシテにはいくつかの段階があるとし、彼は、公役務の教会から国家への移管、国家の宗教的中立性等の段階を経た後の最終段階として、「超越的、超社会的な権威者、すなわち最高存在、摂理、神、聖なる三位一体（Sainte Trinité）、福音へのあらゆる参照の断念」があると論じるのである[9)]

(2)その他の政教関係条項

①大革命期

1789年人権宣言もその他の議会議決も、カトリックを国教とはしなかった。だが、1791年憲法には、カトリックを国教としようとする前述の聖職者民事基本法に由来するカトリック教会に関する特別条項が見られた。「市民は宗教教師を選挙し、または選択する権利を有する」（1編6項）、「憲法制定議会の命令により、選出され、任命される有給のカトリックの教師への支払いは国家の債務に属する」（5編2条2項）という規定、がそれである。また、1791年憲法には、戸籍を公的機関が管理する旨を定めた規定を持つが（2編7条）。これはアンシャン・レジームにおいて教会が独占的に管理してきた戸籍を非宗教化することを意味したので、この条項も政教関係条項である。しかもこれは国家のライシテへの歩みを示す注目すべき規定である。

1793年憲法に前述の最高存在に関する前文のほかには政教関係条項はなかった。だが、テルミドールの反動を経て成立した執政府制の1795年憲法は、次のような政教分離条項を含んだ。「何人も、ある礼拝の費用を負担することを強要されてはならない。共和国は、いかなる礼拝にも給与を支払わない」(354条2項)。この条項は、聖職者民事基本法および1791年憲法の状況とは逆に政教分離を試みるものとして注目される。だが、1795年憲法の下でも修道会への敵視および礼拝に対する強い規制は存続したため、この時期の政教分離は不完全なものであった。さらに、1795年憲法の政教分離は、共和国とカトリック教会との対立を解消できないまま、短期間で終わった。

②コンコルダ制度期

1804年元老院令の定める皇帝の宣誓方法における次の二点は注目される。一つは、皇帝が「福音に基づき、フランス人民に対し宣誓する」際の立会人として、国と地方における世俗の要人のほかに、カトリックの大司教と司教およびプロテスタントの長老会議(consistoire)の代表を加えたことであり（52条)、もう一つは、皇帝の宣誓の中に「コンコルダの諸法律および礼拝の自由を尊重し、尊重させる」という文言を入れたことである（53条)。1801年のコンコルダとその付属条項のみならず、1804年元老院令の前述2カ条においても、宗教の政治的重要性を熟知したナポレオン1世が宗教を自己の政治支配に活用しようとする姿が浮き彫

9) Émile Poulat, *Liberté, laïcité: La guerre des deux France et le principe de la modernité*, Cerf/Cujas, 1987, p.206.

りにされる。なお同様の規定は、ナポレオン1世が第1統領となった1802年元老院令において、すでに見られた（43条、44条）。

次いで、王制復古後の1814年憲章は、宗教的自由を保障しながらも、「ただし使徒伝来ローマカトリックは国教である」（6条）と明示した。このようにルイ18世はカトリックの国教体制への復帰をあからさまに打ち出し、また事実、彼はコンコルダ制度の廃止を目論んだ――この試みはもう少しで達成というところで挫折した――[10]。しかし、そのようなルイ18世も、「使徒伝承ローマカトリックの宗教教師および他のキリスト教の教師のみが、国庫から俸給を受ける」（7条）として、第一帝制期と同様に、カトリックの教師のみならずプロテスタントの教師にも給与の国庫負担を認めた。

だが、1830年憲章は、基本的に1814年憲章を繰り返しながらも、カトリックを国教としての扱いをレベルダウンさせ、「フランス人の多数に告白される」宗教とした（6条）。これは、カトリックを「フランス市民の大多数の宗教」と認めた1801年のコンコルダ前文どおりの状況に戻ることを意味した。

これに対し1848年憲法にはカトリックに言及した規定はなかった。しかし同憲法は、「法律による現在公認されている宗教あるいは将来公認される宗教の教師は、国から俸給を受ける権利を有する」（7条2項）と定め、ユダヤ教を始め非キリスト教の宗教への優遇を憲法上可能ならしめた。また、前述のように、この第二共和制憲法では1814年憲章よりも神条項が目だった。さらに、当時カトリック教会が強く要求していた教育の自由を初めて規定したのも1848年憲法であった（9条）。こうしたことから、ジャン・ポール・コスタ（Jean-Paul Costa）はこの憲法を「最もコンコルダ的な共和国憲法」[11]と評する。ここには、大統領のルイ・ナポレオンが社会主義の防波堤としてのカトリック教会に対し好意的であったことが背景にある。

なお、1852年憲法も、カトリック教会の枢機卿を元老院議員とする規定（20条）など、帝制とカトリック教会との結び付きを示す条項を残した。なお、1870年元老院令もこの規定を確認した（23条）。

最後に、第三共和制における1875年の憲法的法律においても、議会開会時の公的祈禱に関する規定（1条3項）が見られたが、1884年の憲法改正によって、ライシテに反するこのような条項が削除になったことは、前述のとおりである。その後、第三共和制の憲法的法律には、いかなる宗教的自由条項も政教条項もなく、この状態は政教分離法制定後も続いた。

③政教分離制度期

10) なお、これに対し、ナポレオン1世が1815年帝国憲法付加条項において、帝制崩壊後もフランス人民が特権宗教の再確立を承認することはできない旨を定めた（67条）のは興味深い。

11) Guy Bedouelle et Jean-Paul Costa, *Les laïcités à la française*, PUF, 1998, p.82. なお、筆者は本書を紹介したことがある。小泉「ギイ・ブドゥエル＝ジャン・ポール・コスタ『フランスの多様なライシテ』」甲南法学39巻1・2号（1999）109頁。

政教分離制度に移行したのち憲法上に政教条項が登場したのは第四共和制の1946年憲法によってである。1946年憲法は「フランスは、……ライックな……共和国である」（1条）と、極めて簡素ながらもライシテを憲法原則とする規定を設けた。憲法制定議会の審議を参照すれば、ライシテが議員の間でほぼ一致して国家の宗教的中立性を意味するものと理解され、しかも穏やかな討議のうちに異論なくこの規定が採択されたことが分かる。このような状況は、カトリック教会への闘争の原動力となった反教権主義が弱まるとともに、カトリック教会が国家の宗教的中立性の意味でのライシテに反対しなくなったということを背景とする[12]。

なお、この憲法は、1条のほかに、他の人権条項と同様に前文にも、政教関係条項を含む。とくに、「あらゆる段階における無償かつライックな公教育の組織は、国家の義務である」（前文13項）という教育面でのライシテに関する条項は重要である。また、「何人も、労働および雇用において、その出生、意見または信仰を理由として、不利益を受けてはならない」（同5項）という規定などもある——これは宗教的自由条項に分類するのがより正確かもしれないが。

Ⅳ　現行憲法における宗教条項

1　憲法的価値を持つ条項

フランスにおける現行の第五共和制憲法である1958年憲法は、「フランス人民は、1789年の人権宣言により定められ、1946年憲法前文により確認され、補完された、人権および国民主権の原則への愛着を厳粛に宣言する」（前文1項）と定める。ここで引用される1946年憲法前文を見ると、次のような文言がある。「フランス人民は、1789年の人権宣言により確認された人および市民の権利および自由、ならびに共和国の諸法律により承認された基本原則を厳粛に再確認する」（前文1項）。このような両憲法の前文の構造から、1958年憲法の定める違憲審査機関である憲法院（Conseil constitutionnel）は、今日次の四種類の規範に憲法的価値を認める。すなわち、1958年憲法それ自体、1789年人権宣言、1946年憲法前文、および「基本原則」を含む限りで「共和国の諸法律」が、それであり、これらは憲法規範群（憲法ブロック）と言われる[13]。したがって、宗教条項についても、次のように以上の四種類がある。

①1958年憲法それ自体の宗教条項　　次の1958年憲法1条は政教分離条項である。「フランスは、不可分の、ライックな、民主的かつ社会的な共和国である。フランスは、出生、人種

12）参照、小泉・前掲注1）28-32頁。

13）Georges Vedel, La place de la Déclaration de 1789 dans le «bloc de constitutionanalité» in *La Déclaration des droits de l'homme et du citoyen et la jurisprudence, colloque des 25 et 26 mai 1989 au Conseil constitutionnel*, PUF, 1989, p.52.

または宗教による差別なく、すべての市民に対して法律の前の平等を確保する。フランスはすべての信仰を尊重する」。1条前段は1946年憲法1条と全く同じであるが、宗教による差別に禁止等を定める1条後段が加わることにより、1958年憲法は国家の宗教的中立性をより明確にした。なお、現1条は、以前は「第1章　主権」の下にあった2条1項であったが、1995年の憲法改正により、前文の直後にある独立した1条となった。

②1789年人権宣言の宗教条項　　宗教的意見の自由に関する前述の10条がこれに該当するのは明らかである。事実、1977年の憲法院決定は、この条項を援用して良心の自由の憲法的価値を承認した[14]。ところが、前述した人権宣言前文中に「最高存在」を記した箇所が、1958年憲法において憲法的価値を有する宗教条項であるかは、後述のように不明確である。

③1946年憲法前文の宗教条項　　前述した同憲法前文5項および13項がこれに当たる。前者は、前述の憲法院1977年決定により援用されている。

④共和国の諸法律の宗教条項　　宗教に関する基本原則を含むものと見ることのできる共和国の諸法律は、1905年の政教分離法である。しかも、同法のうちで憲法的価値を持つ宗教条項となりうるのは、同法の基本的条項である次の1条（宗教的自由）および2条（政教分離）である。「共和国は、良心の自由を確保する。共和国は、公の秩序のために以下に定める制限だけを受ける、自由な礼拝を保障する」（1条）、「共和国は、いかなる礼拝に対しても、公認をせず、給与を支払わず、補助金を交付しない」（2条）。

ところで、これまでの憲法院の決定で政教分離法のこれらの規定を援用したものはない。もっとも、学説は一致して同法1条の定める宗教的自由に憲法的価値を承認し[15]、またイスラムのスカーフ事件（affaire du foulard islamique）に関するコンセイユ・デタの1989年意見も、1条の良心の自由を「共和国の諸法律により承認された基本原則」とした[16]。だが、2条が規定する政教分離の憲法的価値については、これを肯定する学説[17]と否定する学説[18]とが見られる。

2　最高存在

前述のように1958年憲法は1789年人権宣言を参照するが、そこには「最高存在」の名を援用する前文がある。そこで、関係する箇所（前文2項）が今日憲法的価値を持つかが問題となる。以下でこの点を考察するが、まず1789年人権宣言前文における最高存在を分析しよう。

14) Conseil constitutionnel, décision n° 77-87 DC du 23 novembre 1977, *Recueil des décisions du Conseil constitutionnel*, p.27.
15) 例えば、François Luchaire, *La protection constitionnelle des droits et des libertés*, Economica, 1987, pp.111.115.
16) Avis n° 346.893 du 27 novembre 1989, *Actualité juridique droit administratif*, 1990, p.39.
17) 例えば、Jean Morange, Le régime constitutionnel des cultes en France, in *Le statut constitutionnel des cultes dans les pays de l'Union européenne, Consortium européen: rapport religions-Etats*, Litec, 1995, p.126.
18) 例えば、Luchaire, *op.cit.*, pp.115-116.

(1)1789年人権宣言前文における最高存在

人権宣言前文2項は次のとおりである。「したがって、国民議会は、最高存在の面前でかつその加護の下に、次のような人および市民の権利を承認し、宣言する」。ところで、国民議会の審議において、最終的に確定した人権宣言前文は基本的にミラボー伯らの「五人委員会案」の前文に基づいた[19]。もっとも五人委員会案の前文には最高存在という文言はなかったが、この文言は、多数の議員とくに聖職者議員の提案により、しかもさほど強い異論を受けることなく、挿入されることになった。人権宣言前文に関する審議のあった1789年8月20日の議事録には、多くの議員が「最高存在の面前で」という文言を前文に置くことを主張したこと、これに対し、最高存在はいたるところにあるからそれを表明するのは無益だという反論があったこと、さらにニーム司教コルトワ・ド・バロール（Cortois de Balore）が次のように述べて前者の意見を強く支持したことが記される。「人がその存在を神から受けるというのは、陳腐な考えである。……しかし、人が法律を作るとき、法律を神の庇護の下に置くのはすばらしいことである」[20]と。

このように最高存在が国民議会で比較的難なく採択されたのは、国民議会で聖職者議員が四分の一の議席を占めていたこともその要因であるが、むしろ当時、理神論（déisme）がフランス社会に大きな影響を与えていたことがその背景になったと考えられる。理神論とは何かというと、キリスト教的有神論を基礎としながら、神の存在等を理性によって知り得るということを基本的主張とした哲学的立場であり、これは17世紀後半にイギリスに展開し18世紀末にヨーロッパで衰退したとされる[21]。したがって、まさにフランス革命期には理神論が強い影響力を持っていたことになる。

ところで、クリスティーヌ・フォレ（Christine Fauré）は、最高存在についての合意の原動力は、イギリス哲学の理神論を導入し、当時よく読まれたヴォルテールの著作だと見る[22]。彼女によれば、ヴォルテールの称賛した理神論は、無神論と対抗する一方で、キリスト教への批判を克服するとともに、創造主の証明の必要性を明らかにしたとされる。さらにフォレは、当時、フリーメーソンが最高存在という語を多数用いていたこと、また憲法制定者も最

19) 前文の審議過程につき参照、深瀬忠一「一七八九年人権宣言研究序説（四）」北大法学論集40巻1号（1989）193-196頁。ジャン・モランジュ『人権の誕生』（藤田久一・藤田ジャックリーヌ訳）（有信堂、1990）44-46頁。五人委員会案のテキストと訳文は次の文献に見ることができる。辻村みよ子『人権の普遍性と歴史性』（創文社、1992）399-405頁。

20) *Archives parlementaires de 1787 à 1860*, tome Ⅷ, pp.462-463. なお、人権宣言の冒頭に神など何らかの宗教的観念を置くべきことは、国民議会におけるさまざまな審議過程で他の多くの議員により主張された。

21) 参照、『岩波哲学思想事典』（岩波書店、1998）1673頁。

22) Christine Fauré, La Déclaration des droits de 1789: le sacré et l'individuel dans le succès de l'acte, in *La Déclaration des droits de l'homme et du citoyen de 1789: ses origines, sa pérennité*, La Documentation française, 1990, pp.73-74. なお、フォレは、最高存在という文言が人権宣言に入った理由として、当時の法令書式の混乱をも挙げる。すなわち、当時の法令は、国王が署名するのか、国民議会が証明するのかが不明確であったため、憲法制定者は、人権宣言が最高の正当性を持てるようにするため、それを一人の証明者である「最高存在の面前でかつその加護の下に」置いたのだとされる。*Ibid.*, pp.74-75.

高存在という観念を持っていたことを指摘して、「1789年において、最高存在は、当時の社会にさまざまな形で影響を与えていた世俗的息吹を結集する潜在的能力を持っていた」[23]と述べる。このような見解は、人権宣言の審議過程で提出された人権宣言案の中にも最高存在またはそれに類似する者を宣言の冒頭に掲げたものが多かったという事実にも符合する[24]。また、前述したように18世紀の諸憲法にも最高存在という名が存在したということも同様である。

以上のように見ると、人権宣言そのものがそうであるように[25]、人権宣言における最高存在がキリスト教に由来することは確かであるが、むしろそれはキリスト教との断絶を示すものである。また、最高存在は確かに何らかの精神的思想を前提とするが、その宗教的色彩は弱いと言えよう。この点につき、ジャン・リヴェロ（Jean Rivero）は、アメリカの諸宣言と比較しながら次のように述べる。「フランスの宣言は、アメリカの諸宣言とは逆に宗教的霊感から生じず、そこにある『最高存在』の漠然とした援用は、信仰の証しというよりは決まり文句（clause de style）のように見える。そこにキリスト教の直接的影響を見出すことは、なおさらできない」[26]と。ところで、アメリカの諸宣言、すなわち1776年のアメリカ独立宣言およびヴァジニアを始めとする各州の権利章典には、明確にキリスト教的発想を持つ神表現が多数見られる。例えば、独立宣言には、「造物主」、「至高なる世界の審判者」、「聖なる摂理」といった文言がある[27]。こうした文言に比べると、確かに人権宣言における最高存在には信仰的要素がはるかに希薄である。

(2)最高存在の憲法的価値

前述のように1958年憲法において1789年人権宣言は憲法ブロックを構成するので、人権宣言前文中の「最高存在」の言及にも憲法的価値が認められるかということが理論的に問題となり得る。ところで、最高存在に関し、深瀬忠一教授は、それをめぐる「憲法習律上の問題としてではないけれども、憲法文化（道徳、宗教的意義ある）の深層に残された（ないし「習俗」上の）機能の問題」を指摘する[28]。だが、最高存在は、このような憲法文化に関する問題を越えて、まさに今日の実定憲法上の問題でもある。

ところが興味深いことに、この論点は今日までフランスにおいてほとんど論じられていない。フランスの学説の多くにおいて、1958年憲法が1789年人権宣言を憲法ブロックとしたことを認めたうえで、憲法的価値ありと論じるのは、人権宣言の17カ条のみについてである[29]。

---

23) *Ibid.*, p.74.
24) 例えば、主要な人権宣言案の一つである「第六部会案」には、「宇宙の至高の立法者」という名が援用された。
25) Jean Rivero, *Les libertés publiques*, tome I, PUF, 6e éditon, 1991, p.45-46.
26) Ibid., p.45.
27) 訳語は高木八尺、末延三次、宮沢俊義編『人権宣言集』（岩波書店、1957）による。
28) 深瀬忠一「フランス人権宣言の『最高存在』と信教の自由について」北村一郎（編集代表）『現代ヨーロッパ法の展望』（東京大学出版会、1998）421頁。
29) 例えば、Charlotte Denizeau, *Existe-t-il un bloc de constitutionnalité?*, L.G.D.J., 1997, pp.41.44; Luchaire,

また、実際にも憲法院は今日まで1789年人権宣言の本条のほとんどすべてを援用したが、人権宣言前文を援用したことはこれまでなかった。こうした状況から、人権宣言の本条のみが憲法的価値を持つが、前文はそうではなく、したがって前文の最高存在条項には憲法的価値はない、と多くの学説は漠然と考えているのかもしれない。

ところで、最高存在に言及した箇所の憲法的価値について触れた論者の見解を見ると、管見の及ぶ限り次の二つがある。第一は、その憲法的価値を否定する見解であり、宗教法に詳しい社会学者ジャン・ブシネスク（Jean Boussinesq）により説かれる。彼は、「1789年の宣言は憲法的価値を有するが、（『最高存在の面前で、かつその加護の下に』という文言が現れた）宣言の冒頭はそうではない」〔カッコは原文どおり〕[30]と明言する。だが、その理由は何も示されていない。第二は、憲法学者ジャン・モランジュ（Jean Morange）による憲法的価値を肯定する見解である。もっとも彼も、「今日、非宗教的なフランスにおいて、1789年の宣言は明示的に神性への祈願により始まる唯一の実定法である」[31]と述べるだけであるが、その論理的前提として最高存在の箇所の憲法的価値を肯定することがうかがわれる。なおその他、チボー・セルリエ（Thibaut Celerier）が「1946年憲法および1958年憲法は、1789年8月26日の人権宣言に法的存在を回復させたが、それにより『最高存在』に法的存在を回復させた」[32]と述べるが、これも憲法的価値の肯定説と見ることができる。

以上から、最高存在への言及の憲法的価値という問題はフランスにおいてほとんど意識されず、しかもこの問題に対する見解が分かれている状況にある。そこで、私なりにこの問題を検討すれば、結論的には、最高存在への言及の憲法的価値は認められるが、その規範的意味は極めて乏しいと考えるべきでないか、と思われる。

まず、最高存在の箇所の憲法的価値がなぜ肯定されるのか。1958年憲法は1946年憲法については明示的に前文のみを援用するが、1789年人権宣言については何も限定しないことから、人権宣言前文に憲法的価値を認めないとすることは不合理である。したがって、その憲法的価値を肯定するのが自然であり、だとすれば、最高存在の箇所についても同様だということになる。さらに、1958年憲法1条のライシテと人権宣言前文の最高存在とが衝突するが、このことは決して最高存在の箇所の憲法的価値を否定することにならない。というのは、憲法ブロック間での効力の優劣を否定するのがフランスの有力な見解であり[33]、これに従えば、

---

op.cit., p.21.

30) Jean Boussinesq, *La laïcité française*, Editions du Seuil, 1994, p.23.

31) Jean Morange, La Déclaration de 1789 et les origines de la laïcité contemporaine, *Lumière et vie*, 1988, n° 190, p.10.

32) Thibaut Celerier, Dieu dans la constitution, *Les petites affiches*, 1991, n° 67, p.15. ただし、セルリエは、現行憲法では無神論も認められるとしつつも、「1789年人権宣言の文言の承認により、1958年憲法は理神論憲法である」と述べる。*Ibid.*, p.20. しかし、1789年人権宣言が当時の状況を背景に制定されたのと同様に、1958年憲法はフランスのカトリック教会も含め多数の者がライシテを承認していたという状況を背景とした。この点で1958年憲法はやはりライックな憲法であるはずであり、これを無視して現行憲法を「理神論憲法」と評する彼の見解が正当とは思われない。

1958年憲法それ自体が人権宣言より優位せず、したがって憲法1条との抵触により最高存在の箇所がその憲法的価値を否定されるわけではないからである。また、前述のように憲法院は今日まで最高存在に言及した人権宣言前文2項を援用したことはないものの、憲法院が憲法ブロック中のかなり抽象的で意外な箇所を援用することもあるという事実に照らすと[34]、将来、憲法院が人権宣言前文2項を援用する可能性が全くないとは言えないであろう。

このように、最高存在に関する人権宣言の箇所の憲法的価値は否定できないが、次の理由からその規範内容はほとんど考えられない。というのは、第一に、問題の箇所は、国家の宗教的中立性に関し1958年憲法1条のライシテの原則と調整して[35]、その規範的意味を理解する必要があるからである。この結果、人権宣言前文2項は宗教に関わる意味は全く持ち得ないことになりそうである。第二に、「最高存在の面前で、かつその加護の下に」という箇所は、そうした状況で議会が人権を宣言するという文脈の中にあることからして、その文言が大きな規範的意味を持つとは考えられないからである。もっとも、だからといって最高存在の記述が現行憲法において憲法的価値を持たないわけではない。

V おわりに

以上に見た諸憲法における宗教条項を総括すると、各憲法が制定当時の宗教に関するさまざまな状況（当時の宗教思想、憲法体制の教団への態度、教会の姿勢など）を反映するものであることが改めて確認されよう。それとともに、現行憲法に至るライシテへの歩みが、前進と後退とを含みながらも、大革命以来の旧憲法規定に見ることができることも明確である。さらに、現行憲法の宗教条項に関する複雑な状況も浮き彫りにされている。

旧憲法において、まず宗教的意見の自由（良心の自由）が明確にされ、次いで礼拝の自由も規定されるようになったが、修道会での規制は続いた。また、憲法における神など宗教的超越者への参照は、何度か中断しながらも1884年まで続いた。それとともに、ほとんどの旧憲法において、いくつかの教団とくにカトリック教会と国家との結び付きが憲法上明確であった。このように多かれ少なかれライシテとは相いれない憲法規定が多かったなかで、ライシテに向かう着実な歩みを示した憲法も見られた。明示的に政教分離を定めた1795年憲法は異例であるが、それを別にして、1791年憲法における宗教的自由条項および戸籍の非宗教化

33) Vedel, *op.cit.*, p.56.

34) 憲法院は、1994年の決定において、「人間を屈従させ、かつ堕落させることを試みた諸制度に対する、自由な人民による勝利の翌日に、フランス人民は、再びすべての人間が人種、宗教、信仰の差別なく譲り渡すことのできない神聖な権利を所有することを宣明する」と謳った1946年憲法前文の冒頭の箇所を援用した。Conseil constitutionnel, décision n°94-343/344 DC du 27 juillet 1994, *Recueil des décisions du Conseil constitutionnel*, p.100.

35) 憲法院の決定においても憲法ブロック間の調整をすることがしばしば見られる。例えば、1789年人権宣言2条と17条に規定される所有権と1946年憲法前文11項の「健康の保護」とを調整した決定として、Conseil constitutionnel, décision n° 90-283 DC du 8 janvier 1991, *Recueil des décisions du Conseil constitutionnel*, p.11.

規定、さらに1830年憲法における政教条項の後退、神条項含めライシテに反する政教条項を除去した1884年の憲法改正などにおいても、ライシテの理念を見ることができよう。

現行の1958年憲法は、ライシテの原則を明示しながらも、最高存在を掲げる1789年人権宣言を援用するため、同憲法は最高存在という文言に憲法的価値を認めるものと考えざるをえない。だとすれば、フランスの現行憲法は、政教分離の憲法でありながら、最高存在の名を援用する憲法である。その点で、最高存在という文言がいかに宗教的色彩が希薄であっても、フランス共和国憲法は、そうした超越者の名を含まない日本国憲法やアメリカ合衆国憲法とは異なる。しかも興味深いことに、ライシテが憲法原則になった1946年憲法になって初めて実定憲法が1789年人権宣言を参照し始めたことから、フランスは政教分離の憲法を持つと同時に超越者の名を掲げる憲法を持つことになった。

ところで、アメリカでは、1788年の合衆国憲法までの文書には、前述のように明確なキリスト教的神表現が多く見られた[36]。だが、合衆国憲法には神条項は一切見られない。このように、フランスには最高存在を含む憲法があり、アメリカの憲法は神の名を持たない。しかしながら、宗教に関する実際の法現象において両国はそれぞれの憲法の逆のように見える。筆者の見る限り、フランスでは、政教分離以降、神あるいは最高存在の名を公的文書で援用することはない。ところが、アメリカでは、判例を調べる限りでも、制定法や判決文に最高存在という語が用いられているのを見る。1952年のゾラク事件連邦最高裁判所判決の法廷意見を書いたダグラス裁判官は、「われわれは宗教的国民であり、その制度は最高存在（Supreme Being）を前提とする」[37]と述べた。また1948年の一般軍事訓練法においても「最高存在」という語があった[38]。

このようにフランスとアメリカとを比較すると明らかになる興味深い逆説的状況は[39]、それ自体詳しく考察する必要があろうが、その根本的な理由として、少なくとも政教分離の成立における反教権主義の有無を挙げることができよう。フランスにおいては、その政教分離であるライシテが、宗教勢力への敵意をも含んだ反教権主義的な世俗的勢力の教会に対する闘争を経て成立したため、その後公的文書で超越者の名が現れることなどなかった。それに対し、アメリカではフランスのような反教権主義のなかったことが、政教分離の下で異なる状況を生ぜしめているのである。

---

36) 連合規約における署名文書（1781年）にも「世界の偉大なる守護者」という文言があり、また政教分離を定めたヴァジニア信教自由法（1786年）にも「全能の神」が援用された。

37) Zorach v.Clauson, 343 US 306 (1952),p.313.

38) Cf., U.S. v. Seeger, 380 US 163 (1965).

39) 議会開会時の公的祈禱に対する姿勢も両国において対照的である。本稿が述べたようにフランスでは1884年の憲法改正以後こうした公的祈禱が行われないのに対して、アメリカの判例においては、州議会の公的祈禱および有給の議会専属牧師を合衆国憲法修正１条に違反しないものとされている。Marsh v.Chambers, 463 US 783 (1983).